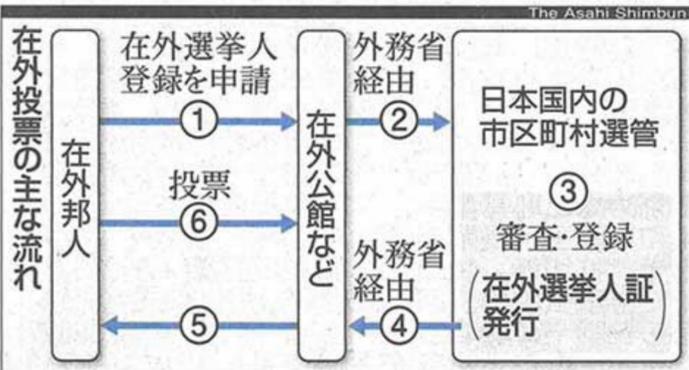


在外投票したいけど

海外の大使館や総領事館で19日、現地の日本人による衆院選の「在外投票」が始まった。約80万人いる海外の有権者は、今回初めて小選挙区でも投票できるようになった。政権選択が焦点となり、海外でも選挙への関心は高いが、投票に向けた準備を済ませているのは1割超。解決すべき課題はまだ多い。

09 政権選択

有権者 推定81万人



タイで在外投票が始まり、朝から20人以上が投票に訪れた。バンコクの日本大使館、山本写す

手続き数カ月 ■登録まだ1割

「やっとここまで来た」。米国防省の職員が、45年の建築家、高瀬隼彦さん(79)は話す。

自民党政権が倒れた93年衆院選に投票できず、8カ国の仲間53人で96年に国を訴えた。比例区は98年に衆参とも

に在外投票が認められた。衆院小選挙区の在外投票が今回、ようやく実現したのは、高瀬さんらの訴訟で05年、「在外選挙権行使の制限は違憲」との最高裁判決が出たからだ。

「天下分け目の選挙に小選挙区で投票できる」。高瀬さんは7月、在外有権者に投票を呼びかける投書を書き、日本新聞に出した。

海外に住む日本人は約108万6千人で有権者は推定約81万4千人(07年10月現在)。

各国の特色ある在外選挙制度	アメリカ	イタリア	オーストラリア	日本
	州の350以上の飛行機で投票できる(米航空宇宙局)	海外有権者の代表を海外選挙区(国立国会)	出国から3年未満の帰国者(オーストラリア)	昭和三十二年(1967年)に、海外有権者の投票を可能にした(総務省)

出張 投票できない人も

「3カ月以上在住」が条件

長期の海外旅行や出張に出かけていると、投票できないこともある。川崎市男性会社員(32)は、公示前の16日からシンガポールに12日間の予定で出張。そのまま9月4日まで旅行するつもりだった。

「シンガポールで在外投票できないか」。7月、川崎市選管に問い合わせたが、答えは「法律の規定でできない」。現地に3カ月以上住み、在外選挙人名簿登録しなければ在外投票はできない。出発は公示前なので期日前投票もできない。男性は30日に帰国することにした。「国は投票率を上げなければいけないのに、こういうケースを想定しないのはおかしい」。総務省は「期日前投票ができず、在外投票の資格もない場合はどうしようもない」という。(杉崎慎弥)

民主党は在外有権者に投票に行ってもらおうと今月3、5日、党国際局副局長の藤田幸久参院議員を米国に派遣。マニフェストを配ったという。

ただ、在外投票は進んでいない。在外選挙人名簿に登録したのは公示日前日の17日現在で10万8447人。投票率も07年参院選比例区で23・59%と、国内の半分以下だった。「手続きが煩わしい」。28年暮らした米国から5月に帰

国した川崎市の経営コンサルタント、若尾龍彦さん(68)は言う。

海外で投票するには、在外公館を通じて最終居住地や本籍地の選管に申請し、在外選挙人名簿に登録。「在外選挙人証」を発行してもらおうと、その選管がある選挙区への投票ができる。しかし、郵送中心の手続きなので数カ月かかる。投票も原則、在外公館でしかできない。投票用紙は日本に送

初日、朝から20人 タイ

19日から在外投票が始まった。約12万8千人の在留邦人を抱える中国で、在外選挙人名簿の登録者は約1万1千人(8・6%)。それでも、北京や上海などの在外公館にかかった選挙で、期待があ

る。働きながら子育てできる社会にしてほしい。北京で投票を済ませた在留邦人代表の青木直樹さん(41)は「海外にしていると余計に日本に気がなる。首相が立て続けに代わっている。もう少し安定した方がいいのではないかと話した。タイには約4万4千人の在留邦人がいる。名簿登録者は3300人(7・5%)だが、日本大使館によると、ここ1カ月で登録申請は増えているという。大使館の投票所には投票開始直後に20人以上が訪れた。50代男性は「演説が聞けないので迷ったが、海外からも一票を投じることができるとは素晴らしい」と話した。(上海)奥寺淳、バンコク(山本大輔)